

報 道 資 料

平成28年4月27日（水）
所属 奈良県 道路管理課
担当 津風呂、松井
直通 0742-27-7499
内線 4150、4152

一般国道168号（五條市西吉野町西野地内）における 法面崩落による通行止めについて（第3報）

1. 仮設迂回路の開設

現在、通行止めになっている五條市道立川渡永谷線^{たてかわどえいたに}を仮設迂回路としてご利用頂けるよう、4月22日より仮設栈橋の設置工事を進めており、本日、仮設栈橋の基礎工事が完了する見込みです。

今後、仮設栈橋の設置を行い、4月30日午前7時を目途に仮設迂回路を開設いたします。（但し、天候等により不測の事態が発生した場合、延期することがあります。）

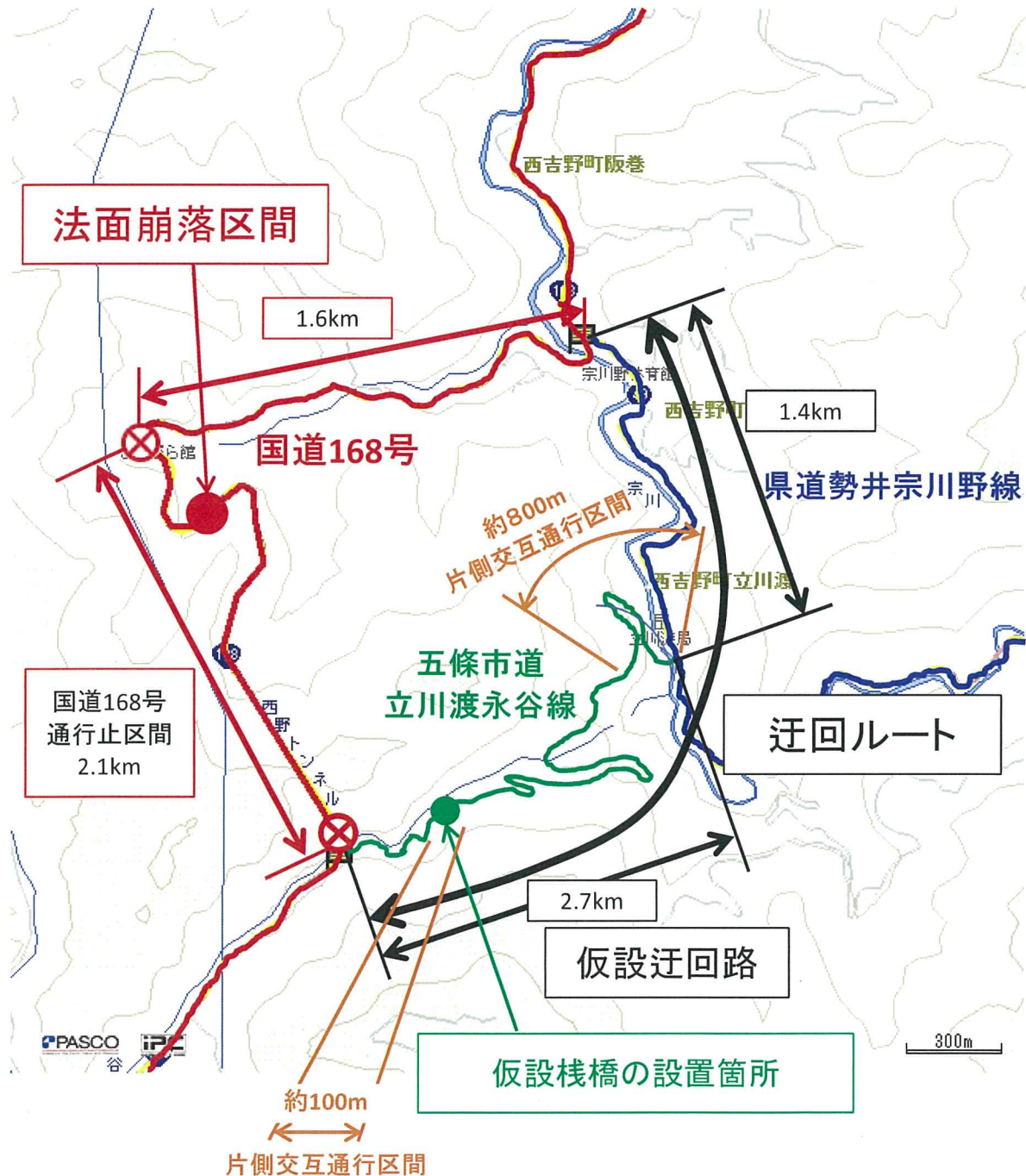
なお、通行いただける車両には制限があります。

2. 法面崩落区間の本格的な復旧工事の着手

本日4月27日、クライミングマシーン2台の設置が完了しましたので、明日4月28日より、本格的な復旧工事に着手いたします。

今後、概ね2ヶ月程度で交通解放が可能になると見込んでいますが、近畿地方整備局から派遣された災害対策用照明車も活用して24時間体制で作業を進め、できるだけ早く片側交互通行により交通解放できるよう、最大限努力してまいります。

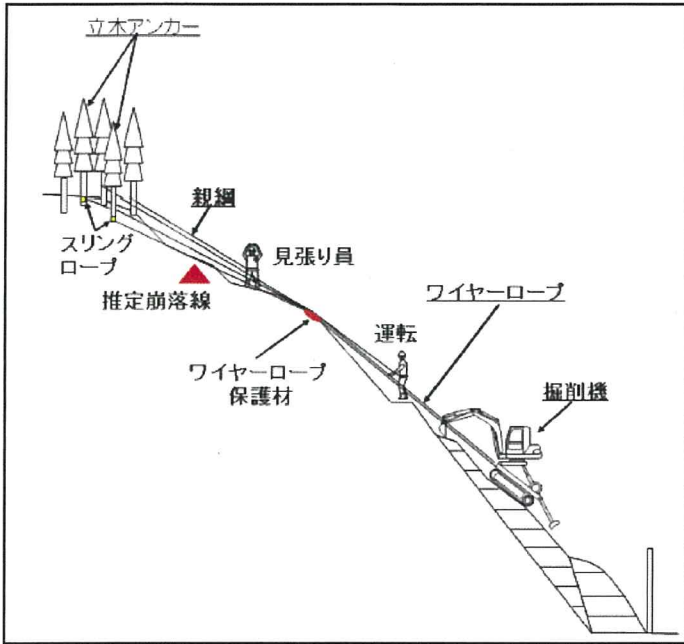
仮設迂回路の概要



(仮設迂回路の条件)

- ・ 仮設迂回路は終日、ご利用できますが、途中、2箇所の片側交互通行区間があります。
- ・ 通行いただける車両は、長さ8m以下×幅2.4m以下の制限があります。
(標準的な小型バス、マイクロバス、4t車以下の車両が通行いただけます。)
- ・ 雨天時、時間雨量25mm、又は連続雨量110mmを超えると通行止めとなります。

クライミングマシンの概要



構造概要図



掘削機の概要写真



現地で使用するクライミングマシーン

災害対策照明車

